

## 会 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は平野校区コミュニティ協議会(以下本会という)といい、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、平野校区の各種構成団体、住民及び行政等と連携協働して地域の抱える共通課題に取り組み、人と人がふれあう住みやすく明るいまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために校区内各種構成団体住民、行政等と連携協働して次の事業を行う。

- (1) 環境、福祉、青少年育成、防犯防災、スポーツ・レクリエーション等、地域全体で取り組む活動に関する事。
- (2) 各種構成団体の広報に関する事。
- (3) 枚方市コミュニティ連絡協議会との協調に関する事。
- (4) 行政機関との連絡調整、協働に関する事。
- (5) その他、目的を達成するための事業に関する事。

(校区構成団体と部会を構成する団体)

第4条 本会は各自治会およびそれぞれの目的を持って自発的活動を推進するために組織された各種団体で構成された部会をもって構成する。団体は次の通りである。

- 1、平野校区内各自治会(自治会連絡協議会)
- 2、各部会
  - ①青少年部  
青少年を守る会・青少年育成指導員・校区子ども会・平野小学校PTA  
招提中学校PTA・いきいき広場HIRANO
  - ②安全センター
  - ③安全部  
自主防災会・防犯協議会・交通対策協議会・青色防犯パトロール隊
  - ④福祉部  
福祉委員会・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・赤十字奉仕団
  - ⑤体育部  
体育振興会・スポーツ推進委員・※学校開放委員会
  - ⑥明るい選挙推進委員会

(役員等)

第5条 本会に役員(会長、副会長、幹事、事務局長、事務局次長、書記、会計)と会計監査、相談役、事務局員、コミュニティ担当、事業部委員を置く。定数は次の通りとする。

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 会長        | 1名     |
| (2) 副会長       | 若干名    |
| (3) 幹事        | 若干名    |
| (4) 事務局長      | 1名     |
| (5) 事務局次長     | 1名     |
| (6) 書記        | 若干名    |
| (7) 会計        | 若干名    |
| (8) 会計監査      | 2名     |
| (9) 相談役       | 若干名    |
| (10) 事務局員     | 若干名    |
| (11) コミュニティ担当 | 各自治会1名 |
| (12) 事業部委員    | 若干名    |

(役員等の選出)

第6条 役員等の選出は次の通りとする。

- (1) 役員選出は内規で定める役員推薦委員会により選出し、総会で承認を得る。
- (2) 会計監査、相談役、事務局員、コミュニティ担当、事業部委員の選出方法は別に定める。
- (3) 各部会の部会長(幹事)は部会を構成する構成団体より選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は1年とし再任を妨げない。但し、会計については3年を限度とする。
- (2) 会計監査、相談役、事務局員、コミュニティ担当、事業部委員の任期は役員に準ずる。
- (3) 欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残存期間とする。

(役員等の職務)

第8条 役員等の職務及び業務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会目的の実現への活動に関する本会活動を総括する。また、本会を代表し行政等対外関係との連携調整にあたる。
- (2) 副会長は、自治会担当、団体担当、行事担当として分担し、当該構成団体の課題把握等を行い、解決にむけ連携調整を行う。また、担当役割において会長を補佐し、会長に事故ある時は会長代行を務める。
- (3) 幹事は、自治会、団体代表として、当該団体と共に本会活動目的の実現に取り組む。
- (4) 事務局長は本会の事務を総括する。
- (5) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局活動を進める。
- (6) 書記は総会を除くすべての会議の議事録を作成する。
- (7) 会計は会計事務を担当し、期末の総会において収支決算書、次期予算書を提案する。
- (8) 会計監査は会計業務の監査を行い、期末総会において監査報告をする。
- (9) 相談役は本会からの相談があった時、その求めに応じてアドバイス等を行う。
- (10) 事務局員は本会の庶務と事務を処理する。
- (11) コミュニティ担当は内規に定める通りとする。
- (12) 事業部委員は事業活動を支援し、新規事業を立案する。

(執行機関及び議決)

第9条 本会の執行機関及び議決は次の通りとする。

- (1) 総会  
総会は本会の最高議決機関であり、役員並びに第4条に規定する構成員によって構成し、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。  
また必要に応じ、会長は臨時総会を招集することができる。  
総会での決議事項は以下の通り。
  - 1) 本会の会則変更
  - 2) 役員を選出または承認
  - 3) 事業報告と決算報告の承認
  - 4) 事業計画と予算の承認
  - 5) その他本会の目的達成に必要な事項重要事項の中で急を要するものは役員会で決定する。運営委員会の承認を得て執行し、次の総会で報告し承認を受ける。
- (2) 運営委員会  
運営委員会は総会に次ぐ議決機関として、月1回の定例会及び必要都度開催。招集は会長が行う。
  - 1) 事業活動及び会計についての執行状況報告、確認や問題、課題への対応を行う。また、役員会から提出される案件の審議、承認や確認を行う。
  - 2) 構成員は次の通りとする
    - ① 役員
    - ② 第4条に規定する構成団体の代表者
    - ③ 事務局員
    - ④ 事業部委員
    - ⑤ その他議案により会長が必要と認めた者
- (3) 役員会
  - 1) 役員会は会長が招集する
  - 2) 事業計画の活動、予算の執行状況把握と問題課題の解決を図り、事業計画の実現に取り組む
  - 3) 課題が複数の構成団体に共通すると認めた場合は、関連する団体の代表者又はその構成員による会議を招集することができる
  - 4) 急を要する重要事項は役員会で決定し、運営委員会に承認を求める
- (4) 総会と会議の成立と議決  
総会と全ての会議は構成員の過半数で成立し、多数決で議決する。賛否同数の場合は議長が採決に加わりこれを議決する。

(事業活動費及び運営経費)

第10条 本会及び各種構成団体の事業活動費、運営経費は自治会よりの分担金、助成金及び枚方市よりの補助金やその他寄付金等をもって充当する。  
自治会よりの分担金、助成金の算出、配賦基準等は別途細則で定める。

【会則第10条付則】

「自治会よりの分担金、助成金の関する細則」

1. 自治会よりの分担金、助成金は次の通りとする
  - ①区民体育祭分担金 ②体育振興会分担金 ③青色防犯パトロール分担金
  - ④自治会連絡協議会及び構成団体助成金
2. 毎年2月末をめぐりに自治会別助成分担金表を策定し、自治会に提示し承認を得る  
(基準は、平成28年3月31日引継ぎの平成28年度分担金表とする)
3. これらの分担金、助成金の会計報告(予算、決算)は総会で行う

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 本会則に記載なき事項については役員会で決定する。運営委員会の承認を得て執行し、次の総会で報告し承認を受ける。

|    |            |      |            |      |
|----|------------|------|------------|------|
| 附則 | 平成12年6月19日 | 制 定  | 平成23年5月 8日 | 一部改正 |
|    | 平成17年6月 5日 | 一部改正 | 平成24年5月13日 | 一部改正 |
|    | 平成19年5月13日 | 一部改正 | 平成25年5月12日 | 一部改正 |
|    | 平成19年6月16日 | 一部改正 | 平成26年4月27日 | 一部改正 |
|    | 平成20年5月18日 | 一部改正 | 平成28年4月24日 | 一部改正 |
|    | 平成21年5月17日 | 一部改正 | 平成29年4月29日 | 一部改正 |
|    | 平成22年6月13日 | 一部改正 | 2019年6月16日 | 一部改正 |